

蕨市の人事行政の運営等の状況について

蕨市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年蕨市条例第1号)第6条の規定に基づき、令和6年度の人事行政の運営等の状況について下記のとおり公表します。

目次

第1編 各任命権者からの報告の概要

1. 職員の任免及び職員数に関する状況
2. 職員の人事評価の状況
3. 職員の給与の状況
4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
5. 職員の休業に関する状況
6. 職員の分限及び懲戒処分の状況
7. 職員の服務の状況
8. 職員の退職管理の状況
9. 職員の研修の状況
10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

第2編 公平委員会の業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求の状況
2. 不利益処分に関する審査請求の状況

第1編 各任命権者からの報告の概要

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況(令和6年度)

職種	事務職	保育士	保健師	技術職	医師	医療技術職	助産師 看護師 准看護師	消防職	単純労働職	計
採用人数 (人)	10	2	2	3	0	0	8	1	0	26

(2) 再任用の状況(令和6年度)

再任用の制度として、60歳以上で定年前に退職した者を短時間勤務職員として採用する「定年前再任用短時間勤務制度」と、定年退職した者をフルタイム又は短時間勤務職員として採用する「暫定再任用制度」を導入しています。

区分	フルタイム勤務職員	短時間勤務職員
再任用人数(人)	12	3

(3) 職員の退職の状況(令和6年度)

職種	事務職	保育士	保健師	技術職	医師	医療 技術職	助産師 看護師 准看護師	消防職	単純 労務職	合計
定年退職	2	0	0	0	0	0	2	0	1	5
自己都合退職	5	2	2	2	1	0	5	1	0	18
その他(死亡、免職、失職)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再任用等任期満了	4	2	0	1	1	0	2	0	0	10
退職者計	11	4	2	3	2	0	9	1	1	33

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部門		令和6年	令和7年		
一般行政部門	議 会	6	6	0	
	総務企画	84	86	2	公共施設整備、国勢調査等に係る業務増に伴う増員
	税 務	31	31	0	
	民 生	137	133	△4	地域福祉計画策定終了、こども計画策定終了、保育士の欠員に伴う減員
	衛 生	21	20	△1	新型コロナワクチン担当業務の縮小に伴う減員
	労 働	1	1	0	
	農林水産	1	1	0	
	商 工	4	4	0	
	土 木	36	37	1	技術職の欠員補充に伴う増員
	小 計	321	319	△2	
特別行政部門	教 育	59	59	0	
	消 防	85	86	1	埼玉県消防学校への派遣職員の帰任に伴う増員
	小 計	144	145	1	
公営企業等計部門	病 院	131	135	4	医療業務の充実に伴う増員
	水 道	14	14	0	
	下 水 道	9	11	2	下水道管路耐震化等に伴う増員
	そ の 他	29	28	△1	埼玉県後期高齢者医療広域連合への派遣職員の帰任に伴う減員
	小 計	183	188	5	
合 計		648	652	4	

〈参考〉会計年度任用職員(パートタイム除く)の職員数(令和6年4月1日現在)1人

2. 職員の人事評価の状況

職員の人事評価の方法及び活用方法の概要等

- ① 人事評価の目的: 職員の執務について人事評価を統一的行い、これを職員の指導及び監督の有効な指針とするとともに、公正な人事行政を運営することにより、職員の能率の発揮及び増進を図ることを目的とする。
- ② 評価実施日: 毎年10月1日(年1回)
- ③ 評価方法: 評価実施日前1年間の執務状況について最大3名の評価者により評価する。
- ④ 評価結果の活用: 評価結果は、昇任昇格や人事異動、分限処分の参考資料として活用するとともに、昇給・勤勉手当に反映させている。

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率 (B/A)	R5年度の人 件費率(参考)
6年度	令和 7.1.1 現在 76,342人	千円 30,786,390	千円 4,841,080	% 15.7	% 14.6

(2) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(各年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
R6年	329,400円	42歳3月
R7年	340,300円	42歳6月

(3) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
蕨市	220,000円	188,700円
埼玉県	228,735円	197,203円
国 (一般職)	220,000円	188,000円

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,483円	310,758円	366,575円
	高校卒	252,600円	該当なし	348,200円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的 職務	主事補 技師補	主事 技師	主査 技術主査	係長 専門員	課長 補佐	課長	部長 次長	
職員数	7人	84人	67人	74人	24人	27人	23人	306人
構成比	2.3%	27.5%	21.9%	24.2%	7.8%	8.8%	7.5%	100%

(注) 標準的職務はそれぞれの級に該当する代表的な職名

(6) 職員手当の状況(令和7年4月1日現在)

期末 手当 ・ 勤勉 手当	区分	6月	12月	計
	期末手当	1.25月分	1.25月分	2.5月分
	勤勉手当	1.05月分	1.05月分	2.1月分
	※職制上の段階、職務の級等による加算措置あり			

退職手当	支給率 事由	20年勤続	25年勤続	35年勤続	最高限度
	自己都合	19.6695 月分	28.0395 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	勸奨・定年	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	47.709 月分
	令和6年度退職手当1人当たり平均支給額			6,917,861円	

時間外勤務手当	支給総額	職員1人当たり支給年額
	131,523,661円	279,243円

(注)支給総額は令和6年度普通会計のもの。

扶養手当	区 分	月 額
	配偶者	3,000円
	子	11,500円
	その他の扶養親族(父母等)	6,500円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	5,000円加算
住居手当	区 分	月 額
	借家借間居住者	
	基礎控除額	16,000円
	全額支給限度額	11,000円
	1/2加算限度額	17,000円
	最高支給限度額	28,000円
通勤手当	自宅居住者 (同一世帯に属する職員の場合、1人のみ支給)	2,000円
	区 分	月 額
	交通機関利用者 最高支給限度額	150,000円
	交通用具使用者(距離に応じて支給)	2,000～31,600円

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分と定められています。原則毎週月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までの勤務となります。

このうち、正午から午後1時までの間は休憩時間となっています。

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。それぞれの概要は次のとおりです。

種 別	概 要
年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定に基づき与えられる有給による休暇。1年度につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の診断に基づき最小限度必要と認められる期間その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするために勤務しないことが相当である場合に認められる無給の休暇です。
組合休暇	労働組合の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の職員の年次有給休暇の平均取得日数は13.5日と1時間でした。

5. 職員の休業に関する状況

育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するために1日の勤務時間の全部を勤務しないことができる制度です。育児休業期間中は給料が支給されません。

部分休業は、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しないことができる制度です。部分休業を取得した時間は給料が支給されません。令和6年度の育児休業・部分休業の取得状況は次のとおりです。

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業		新たに育児休業等 が取得可能となった 職員数
		うち新規		うち新規	
取得者合計	42	18	27	11	18
うち女性	27	5	26	10	5
うち男性	15	13	1	1	13

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持向上のため、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合(病気など)あるいは職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらすものです。この分限処分には免職、休職、降任、降給の4種類があります。

令和6年度に休職処分を受けた職員は延べ8人※(心身の故障による勤務不能)であり、免職、降任、降給処分を受けた職員はいませんでした。

(※同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上)

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、公務の規律と秩序を維持するため、職員の一定の義務違反に対して道義的責任を追及して行う行政上の処罰をいいます。この懲戒処分には免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

令和6年度に懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

7. 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)、信用失墜行為の禁止(同法第33条)、秘密を守る義務(同法第34条)、職務に専念する義務(同法第35条)、政治的行為の制限(同法第36条)、争議行為等の禁止(同法第37条)、営利企業等の従事制限(同法第38条)など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て職務専念義務を免除されることがあります。令和6年度における承認件数は厚生事業に参加するため73件、その他が6件でした。

8. 職員の退職管理の状況

平成28年4月に施行された地方公務員法の改正により、元職員による働きかけの禁止など、退職管理の適正の確保が求められることとなり、本市においても、「職員の退職管理に関する規則」を制定するなど、職員の退職管理の適正の確保に取り組んでいます。令和6年度についても退職者に対して、制度の周知徹底を行いました。

元職員による働きかけの禁止

本市を退職後、営利企業等に再就職した元職員が、離職前5年間の職務に関して、離職後2年間、現職職員に契約等事務について職務上の行為をする(しない)ように要求又は依頼することが禁止されています。

9. 職員の研修の状況

(1) 研修の概要

令和6年度に実施した研修は、合計で56講座、延べ研修人員は590人でした。

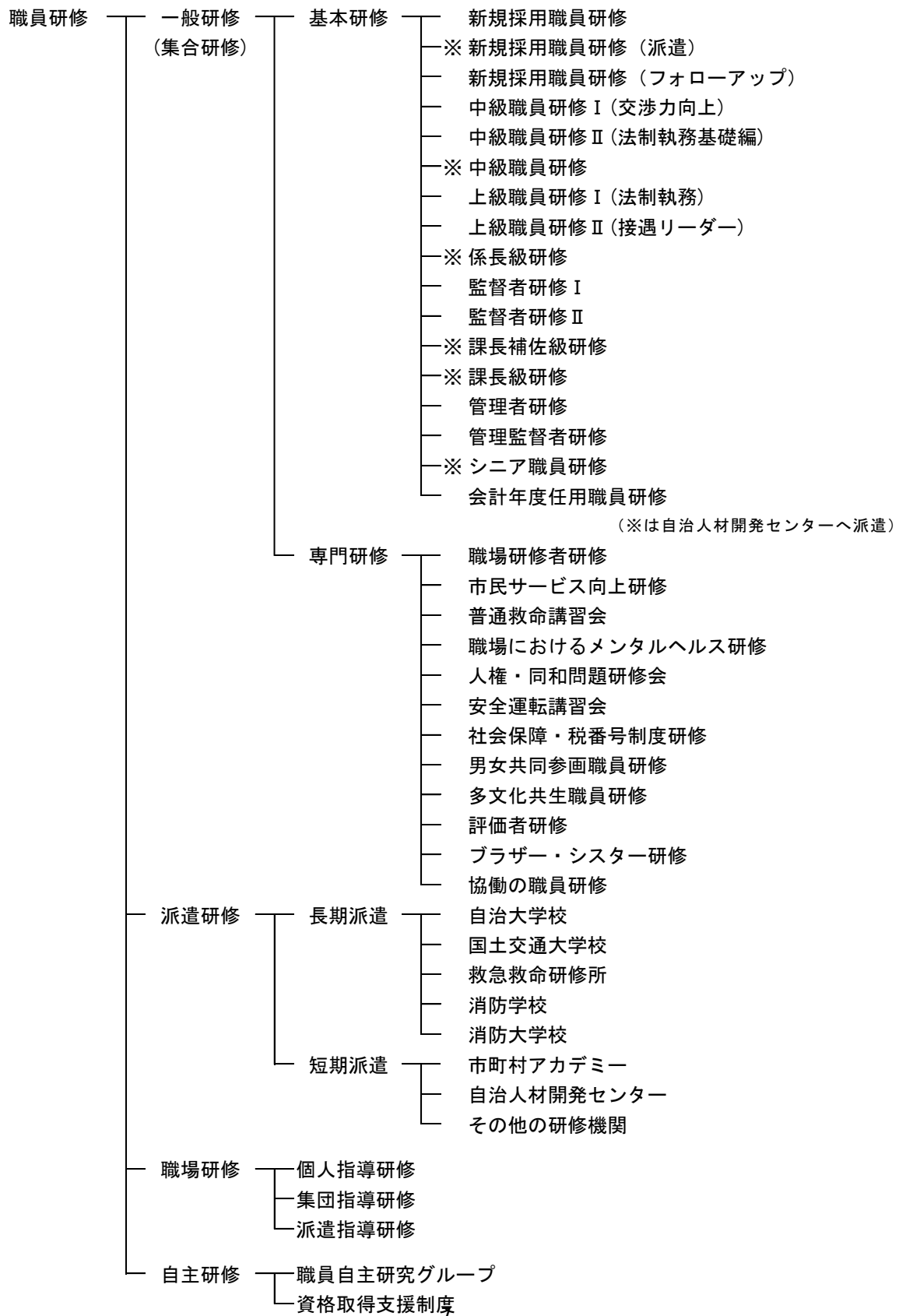
なお、令和6年度研修実績及び研修体系は次のとおりです。

令和6年度職員研修実績

研修種別	講座数	受講人数
一般研修・基本研修	13	322人
一般研修・専門研修	11	229人

派遣研修・長期派遣	12	14人
派遣研修・短期派遣	20	25人
合計	56	590人

蕨市職員研修体系



10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、埼玉縣市町村職員共済組合が短期給付事業(医療関係等)、長期給付事業(年金関係)、福祉事業(健康保持増進事業等)を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険及び国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。具体的には、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって定められています。共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています(掛金率・負担金率については法定)。

その他の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、蕨市職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他厚生に関する事業を行っています。職員互助会の事業を運営する費用は、福利厚生事業利用時に会員である職員が負担する負担金と使用者である市の負担金によって賄われています。

令和6年度の市の負担金額は次のとおりです。

区分	市負担金額
埼玉縣市町村職員共済組合	879,910,188円
蕨市職員互助会	3,325,000円

(2) 公務災害の発生状況

職員が公務上又は通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和6年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は、公務災害5件、通勤災害2件の計7件でした。

第2編 公平委員会の業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度は、新規及び前年度以前からの継続分ともに措置要求の案件はありませんでした。

2. 不利益処分に関する審査請求の状況

令和6年度は、新規及び前年度以前からの継続分ともに審査請求の案件はありませんでした。